

防府市創業・交流センター指定候補者選定委員会設置要綱

令和4年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年防府市条例第27号）第4条及び第5条に規定する指定候補者（以下「指定候補者」という。）の選定等について公正かつ適正な執行を確保するため、防府市創業・交流センター指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 産業振興部長
- (2) 山口県商工労働部 1名
- (3) 公益財団法人やまぐち産業振興財団 1名
- (4) 山口県中小企業団体中央会 1名
- (5) 山口銀行 1名
- (6) 西京銀行 1名
- (7) 東山口信用金庫 1名

(委員の除斥)

第4条 委員は、委員会で審議する事項が直接の利害関係のある場合については、その議事に参与することができない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもつて充てる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、当該選定に対する委員就任の日から指定管理者が指定された日までとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 第6条第4項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 この委員会の庶務は、商工振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。